

令和3年度 第2回埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会 議事録

日 時 令和3年8月19日(木) 午後2時～午後2時50分

場 所 さいたま共済会館 505会議室

出席委員 佐藤委員長、菊池委員、吉野委員、細谷委員

県側出席者 縄田保健医療政策課長 ほか

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 公立大学法人埼玉県立大学の令和2年度業務実績評価について
- (2) 公立大学法人埼玉県立大学の次期中期目標について
- (3) 公立大学法人埼玉県立大学第2期中期目標期間終了時の検討について

3 閉 会

○ 結 果

1 開 会

(定足数の充足)

評価委員会規則第5条第2項に規定する定足数(委員の過半数の出席)を満たし、会議が成立していることを確認した。

(会議の公開)

評価委員会規則第7条に基づき、会議の公開を決定した。(傍聴者1名)

2 議 事

【議事録署名委員の指名】

- ・ 評価委員会規則第8条第2項に基づき、佐藤委員長が吉野委員を議事録署名委員に指名した。

【議事(1)説明】

- ・ 事務局から「公立大学法人埼玉県立大学令和2年度業務実績評価書(案)」について資料に基づき説明。

【質疑等(意見含む)】

吉野委員：令和2年度はコロナ禍で過去に経験のない状況下での実績であり、評価に関して改めて申し上げることはない。

1点だけ、業務実績評価書4ページに保健師、助産師、精神保健福祉士、歯科衛生士の国家試験合格率100%とあり、その後に新卒合格率で全国平均を下回った

との記述があるが、この部分について説明してほしい。

事務局：保健師等は100%だが、作業療法士、臨床検査技師については全国平均を下回ってしまったという状況である。

菊池委員：補足すると、新卒の合格率は高くなり、既卒の合格率は低くなる。例えば社会福祉士の合格率は、新卒は51.9%だが既卒を含めると30%を切る水準まで下がってしまう。特に社会福祉士の合格率が全国的に低いところを大幅に上回った点は先生方や学生の頑張った成果であり、大いに評価すべきだと思う。コロナ禍で実習も制限される中、モチベーションを保って試験に合格することはとても大変なことである。

細谷委員：社会福祉士の合格率87.7%というのは新卒の合格率だが、既卒の状況はどうか。

法人：残念ながら合格できずに卒業した場合は、翌年の国家試験に受かるように勉強会等でサポートをしている。特に資格がないと就職できない看護師、理学療法士についてはしっかりサポートをしている。

細谷委員：既卒者の合格率のデータはないのか。

法人：現役で合格して就職することを目指しており、データや比較は新卒者としている。

佐藤委員長：データは新卒者のみだが、既卒者の面倒もみているということであった。大変な取組であり、評価されないのもどうかと思うので、今後は実績に記載した方がよいと思う。

【議決】

- ・「公立大学法人埼玉県立大学令和2年度業務実績評価書（案）」のとおり可決。

【議事（2）説明】

- ・事務局から「公立大学法人埼玉県立大学の次期中期目標について」資料に基づき説明。

【質疑等（意見含む）】

佐藤委員長：前回時間をかけて御議論いただいたが、数値目標は変更なしとするものである。

菊池委員：数値目標は分かりやすいというメリットがあるが、一方で条件や環境により達成が困難な場合もある。県として県立大学で人材を養成していくということを考えたときに、目標は残すべきと判断されたと理解している。

地方分権が進む中で人材養成は都道府県の大変重要な役割であり、達成が難しいという意見を受け止めた上で残されたと理解した。

細谷委員：就職率は外部要因が大きい、あくまで目標として掲げるということによいと思う。

吉野委員：委員側はよいが、大学側はどうか。

法人：大学が努力をしても困難な部分があることは前回説明させていただいたとおりだが、引き続き公立大学の使命を受け止めて取り組むべきということは十分に理

解している。

佐藤委員長：目指すべき目標として掲げて、どのように評価するのかということも重要である。結果だけでなく取組による途中経過の成果も評価することを評価委員会で引き継いでいき、大学に配慮していきたい。

【議決】

- ・「公立大学法人埼玉県立大学第3期中期目標」について、評価委員会の意見は「案のとおり定めることが適当である」とすることを了承。

【議事（3）説明】

- ・事務局から「公立大学法人埼玉県立大学第2期中期目標期間終了時の検討について」資料に基づき説明。

【質疑等（意見含む）】

吉野委員：継続を前提に次期の目標についての議論をしてきたのであり、案のとおりでよい。

【議決】

- ・「公立大学法人埼玉県立大学第2期中期目標期間終了時の検討」について、第3期中期目標の検討及びその内容をもって「法人の業務を継続させる必要性等の検討及び講ずるべき所要の措置」とし、第3期中期目標に対する意見をもって「中期目標期間終了時の評価委員会の意見」とすることを了承。

3 閉会